

委員会提出議案第1号

三田市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

三田市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
定める。

令和6年12月20日提出

議会運営委員会委員長 今 北 義 明

三田市条例第 号

三田市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例

三田市議会の議決すべき事件等に関する条例（平成24年三田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第4号を次のように改める。

(4) 三田市こども計画

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

三田市議会の議決すべき事件等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第5条 省略 別表(第2条関係) (1)～(3) 省略 (4) <u>三田市子ども・子育て支援事業計画</u> (5)～(9) 省略	第1条～第5条 省略 別表(第2条関係) (1)～(3) 省略 (4) <u>三田市こども計画</u> (5)～(9) 省略